

平成二十一年六月九日受領  
答弁第四七五号

内閣衆質一七一第四七五号

平成二十一年六月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に  
関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する第三回質問に対する答弁書

一から三まで及び八について

先の答弁書（平成二十一年五月二十六日内閣衆質一七一第四〇九号）の一から六までについて等で累次にわたってお答えしてきているとおり、抗議の有無については、それぞれの事案を検討の上、適切に判断すべき性質のものであることから、外務省としては、それぞれの事案を検討の上、適切に判断しているところである。また、御指摘の「佐藤氏の指摘」は一般に公表されており、また、御指摘の「佐藤氏の指摘」にあるような事実が確認されていないことについては、先の答弁書（平成二十年十二月十二日内閣衆質一七〇第三一二号）の一について等で累次にわたってお答えしてきているとおり既に明らかであることから、これらの点について国民は承知しているものと考えている。お尋ねの「前々回答弁書」は外務省大臣官房が中心となって起案した上で、閣議決定されたものである。

四から七までについて

承知とは、一般に、「旨をうけたまわって知ること。聞き入れること。（出典 広辞苑）」であり、理

解とは、一般に、「物事の道理をさと知り知ること。意味をのみこむこと。物事がわかること。（出典 広辞苑）」であり、納得とは、一般に、「承知すること。なるほどと認めること。（出典 広辞苑）」であると認識している。